

令和元年 7 月 17 日

各地域振興局建設部土木建築課長
各支庁建設部建設課長
熊毛支庁屋久島事務所建設課長
大島支庁徳之島事務所建設課長

} 殿

建 築 課 長

営繕工事における熱中症対策に係る費用について（通知）

このことについて、別添のとおり国土交通省発注の営繕工事における熱中症対策に係る費用についての取り扱いが示されました。

ついては、鹿児島県発注の営繕工事においても、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1. 対象工事

全ての営繕工事とする（既契約工事及び入札手続き中の工事を含む）。

2. 工事費への費用計上の考え方

- ・一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に計上されていることから、費用計上を行わない。
- ・以下のような項目を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

（1）遮光ネット（足場に設置するものに限る）

（2）ドライミスト

（3）暑さ指数（WBGT値）の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として、（1）については直接工事費に計上し、（2）及び（3）については共通仮設費に積み上げ計上する。

（いずれもリース料に限る。）

3. 対象工事施工者への周知

対象となる工事については、現場説明書に費用計上について記載する。

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン，シャワー室，給水器，冷蔵庫，製氷機
- ・ 熱中飴，タブレット，経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ，空調服 等

(現場説明書 記載例)

(1) 本工事においては，熱中症対策に係る費用について，下記のとおり取り扱う。

・ 一般的な熱中症対策に関する項目は，共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており，当初工事費に計上されていることから，費用計上を行わない。

・ 以下のような項目を実施する場合については，受発注者間で必要な設置期間等を協議の上，設計変更により対応することとし，当初工事費には費用計上を行わない。

(ア) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）

(イ) ドライミスト

(ウ) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては，見積価格等を参考として，(ア)については直接工事費に計上し，(イ)及び(ウ)については共通仮設費に積み上げ計上する。

(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれている項目)

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン，シャワー室，給水器，冷蔵庫，製氷機
- ・ 熱中飴，タブレット，経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ，空調服 等